

議案第10号

川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和2年 2 月 17日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部を
改正する条例

(川崎市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第1条 川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年川崎市条例第1号）の一部
を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第21条」に、「第18条～第26条」を「第22条～第30条」に、「第27条～第29条」を「第31条」に、「第30条～第36条」を「第32条～第38条」に、「第37条～第65条」を「第39条～第59条」に、「第3章の2」を「第4章」に、「第65条の2」を「第60条」に、「第4章」を「第5章」に、「第66条～第73条」を「第61条～第68条」に、「第5章」を「第6章」に、「第74条～第76条」を「第69条～第71条」に、「第6章」を「第7章」に、「第77条～第80条」を「第72条～第75条」に、「第7章」を「第8章」に、「第81条～第87条」を「第76条～第82条」に改める。

第1条中「第9条第2項」を「第4条第4項」に改め、「規定する事項」の次に「、市場関係事業者に関する事項」を加える。

第5条第2項中「法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者」を「第7条第1項の規定により市長の許可を受けた法第2条第4項に規定する卸売業者」に改める。

第12条から第14条までを削り、第11条を第14条とする。

第10条第2項中「第7条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第9条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「前条第2項、第3項及び第4項」を「前条第2項から第4項まで」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条第1項中「農林水産大臣」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第6条の次に次の3条を加える。

(卸売の業務の許可等)

第7条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が第15条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定に

よる許可の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第15条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験を有しない者であるとき。

(5) 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき次条第1項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について次条第1項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回っているとき。

(6) その許可をすることによって卸売業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

5 前項第5号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、規則で定めるところにより計算するものとする。

6 第1項の許可を受けた者は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。

(純資産額)

第8条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、業務の規模その他の事情を考慮して、市長が定める。

2 市長は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が2以上ある場合にあっては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回っていることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から規則で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があっても市長がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に2以上の申出があったときは、その申出の全てについて市長が相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る前条第1項の許可を取り消さなければならない。

5 前条第5項の規定は、第2項及び第3項の純資産額について準用する。

(純資産額の報告等)

第9条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎年2回、その純資産額

を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、その純資産額が前条第2項に規定する純資産基準額を下回った場合又は第70条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合で市長が必要と認めたときは、規則で定める残高試算表を提出しなければならない。

3 第7条第5項の規定は、前2項の純資産額について準用する。

第15条を次のように改める。

(卸売の業務の許可の取消し)

第15条 市長は、卸売業者が第7条第4項第3号に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、第11条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して3月以内に、その業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

第37条及び第38条を削る。

第36条中「第23条」を「第27条」に、「第26条」を「第30条」に、「第56条第3項」を「第51条第3項」に改め、第2章第4節中同条を第38条とする。

第35条を第37条とする。

第34条第1項中「第31条第1項第1号」を「第33条第1項第1号」に、「一」を「いずれか」に、「のに」を「ために」に改め、同条第2項中

「第31条第2項第1号」を「第33条第2項第1号」に、「一」を「いずれか」に、「のに」を「ために」に改め、同条第3項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「第30条第1項」を「第32条第1項」に、「第32条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項第2号中「第30条第1項」を「第32条第1項」に、「1月」を「3月」に改め、同条を第36条とする。

第33条第1項中「第72条第1項」を「第67条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第11条第2項」に、「第9条、第10条第1項及び第11条」を「第12条、第13条第1項及び第14条」に改め、同条を第35条とする。

第32条第1項中「第30条第1項」を「第32条第1項」に改め、同条を第34条とする。

第31条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「第34条第1項」を「第36条第1項」に、「第76条第4項」を「第71条第4項」に改め、同項第4号中「のに」を「ために」に改め、同項第5号中「第1号、第2号及び第3号の一」を「第1号から第3号までのいずれか」に改め、同条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「第34条第2項」を「第36条第2項」に、「第76条第4項」を「第71条第4項」に改め、同項第3号中「のに」を「ために」に改め、同項第4号中「一」を「いずれか」に改め、同条を第33条とする。

第30条を第32条とする。

第2章第3節を次のように改める。

第3節 売買参加者

(売買参加者の届出)

第31条 卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 売買参加者（前項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による届出の記載事項を変更し、又は卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第2章第2節中第26条を第30条とする。

第25条第1項第2号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同項第4号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第29条とする。

第24条の見出し中「仲卸」を「仲卸し」に改め、同条第1項中「仲卸の」を「仲卸しの」に、「行なって」を「行って」に改め、同条第3項中「第19条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第5項中「第19条第4項の」を「第23条第4項の」に、「第19条第4項中」を「同条第4項中」に、「第24条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第7項中「使用指定」を「使用の指定」に改め、同条を第28条とする。

第23条第1項及び第2項中「仲卸の」を「仲卸しの」に改め、同条第4項中「第19条第4項の」を「第23条第4項の」に、「第19条第4項中」を「同条第4項中」に、「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、「認可の申請」との次に「、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と」を加え、「仲卸」を「仲卸し」に改め、同条第5項中「使用指定」を「使用

の指定」に改め、同条を第27条とする。

第22条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「第19条第4項第1号」を「第23条第4項第1号」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「第19条第1項」を「第23条第1項」に、「第20条第1項」を「第24条第1項」に改め、同項第2号中「第19条第1項」を「第23条第1項」に、「1月」を「3月」に改め、同条を第26条とする。

第21条第1項中「第72条第1項」を「第67条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第11条第2項」に、「第9条、第10条第1項及び第11条」を「第12条、第13条第1項及び第14条」に改め、同条を第25条とする。

第20条第1項中「前条第1項の許可の通知」を「仲卸しの業務の許可」に改め、同条第2項中「その」を「仲卸しの」に改め、同条を第24条とする。

第19条の見出しを「（仲卸しの業務の許可等）」に改め、同条第1項中「仲卸し」を「市場において仲卸し」に改め、同条第4項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「第22条第1項」を「第26条第1項」に、「第76条第2項」を「第71条第2項」に改め、同項第4号中「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第23条とする。

5 第1項の許可を受けた者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。

第18条中「受けて仲卸しの業務（市長が市場内に設置する店舗において卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分し、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者」を「受けた法第2条第5項に規定する仲卸業者」に改め、同条を第22条とする。

第17条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、第2章第1節中同条を第21条とする。

第16条の見出しを「（せり人章の着用）」に改め、同条中「登録証を携帯するとともに」を削り、同条を第20条とする。

第15条の次に次の4条を加える。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第16条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）

の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定める認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第7条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第16条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後

存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が使用の指定を受けていた施設の使用を認められたものであると解してはならない。

(名称変更等の届出)

第17条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 名称又は住所を変更したとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(事業報告書の提出等)

第18条 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第7条第1項の規定により事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として省令第7条第3項に定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(せり人の名簿の提出等)

第19条 卸売業者は、規則で定めるところにより、せり人の名簿を作成し、市長に提出しなければならない。当該名簿に記載した事項に変更が生じた場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定によりせり人の名簿の提出があったときは、必要に応じ、当該卸売業者に対して、規則で定めるせり人章を交付し、又はその返還を求めるものとする。

第39条から第43条までを次のように改める。

(売買取引の原則)

第39条 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第40条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第41条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行うことをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第42条 卸売業者は、省令第5条各号に掲げる取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(受託拒否の禁止)

第43条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、省令第6条に規定する正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んでは

ならない。

第44条から第47条までを削る。

第48条第1項中「市長の承認を受けなければ」を「遅滞なく市長に届け出なければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該受託契約約款を変更した場合も同様とする。

第48条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項第12号中「第42条第1項ただし書、第51条第3項又は第81条」を「第48条第3項又は第76条」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条を第44条とする。

第48条の2中「承認を受けた」を「届け出た」に改め、同条を第45条とする。

第49条第1項中「第45条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、」及び「(以下この条において「電子商取引に係る受託物品」という。)」を削り、「除く。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「等階級」を「等級」に、「規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果」を「その旨」に改め、同条第2項中「電子商取引に係る」を「市場外で引渡しをする」に、「等階級」を「等級」に、「規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果」を「その旨」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託物品の受領について委託者又はその代理人の立会いの下にその了承を得られたときは、この限りでない。

第49条第3項を削り、同条を第46条とする。

第50条第1項中「を卸売した」を「の卸売をした」に改め、同条を第47条とする。

第51条を第48条とし、第52条及び第53条を削る。

第54条中「一」を「いずれか」に改め、同条を第49条とする。

第55条を第50条とする。

第56条第1項中「次に掲げる」を「当日卸売をする」に、「当該物品」を「売買取引の方法」に改め、各号を削り、同条第2項中「次に掲げる」を「当日卸売をした」に改め、「ついて」の次に「、売買取引の方法ごとに」を加え、各号を削り、同条を第51条とする。

第57条第1項中「、規則で定めるところにより」を削り、「次に掲げる」を「当日卸売をする」に、「当該物品」を「売買取引の方法」に、「卸売場の見やすい場所に掲示」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、各号を削り、同条第2項中「、規則で定めるところにより」を削り、「次に掲げる」を「当日卸売をした」に改め、「ついて」の次に「、売買取引の方法ごとに」を、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加え、各号を削り、同条に次の1項を加え、同条を第52条とする。

3 卸売業者は、毎月25日までに、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）の種類ごとの交付額（第42条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第58条第1項中「第56条第1項」を「第51条第1項」に改め、「ときは」の次に「、売買取引の方法ごとに」を加え、「市場内の見やすい場所に掲示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同条第2項中「第56条第2項」を「第51条第2項」に改め、「、規則で定めるところにより」を削り、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加え、同条を第53条とし、同条の

次に次の2条を加える。

(仲卸業者による販売の委託の引受け)

第54条 第46条、第56条、第57条及び第59条の規定は、仲卸業者が、生鮮食料品等について販売の委託の引受けを行う場合について準用する。この場合において、第56条第1項中「卸売をしたとき」とあるのは「販売をしたとき」と、「当該卸売」とあるのは「当該販売」と、「せり売若しくは入札」とあるのは「入札」と、「第59条第1項ただし書」とあるのは「第54条において読み替えて準用する第59条第1項ただし書」と、「卸売代金」とあるのは「販売代金」と、第59条第1項中「卸売をした」とあるのは「販売をした」と、同項及び同条第2項中「卸売代金」とあるのは「販売代金」と読み替えるものとする。

(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買入れ等に係る販売の届出)

第55条 仲卸業者は、生鮮食料品等について、卸売業者以外の者から買入れて、又は販売の委託を引き受けて販売を行ったときは、規則で定めるところにより、毎月、当該販売を行った品目の前月の販売数量及び金額を市長に届け出なければならない。

第59条第1項中「その卸売をした日の翌日」を「規則で定める期日」に、「第64条第1項ただし書」を「第59条第1項ただし書」に改め、「第60条第1項に規定する」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第56条とする。

3 卸売業者は、規則で定める方法により、売買仕切金の支払を行わなければならない。ただし、売買仕切金の支払方法について特約がある場合は、この限りでない。

第59条の2を第57条とし、第60条から第62条までを削る。

第63条の見出し中「即時支払義務」を「支払」に改め、同条第1項中「仲

卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、」を「取引参加者は、規則で定める期日までに、売買取引の相手方から」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、買受代金の支払期日について特約がある場合は、この限りでない。

第63条第2項を次のように改め、同条を第58条とする。

2 取引参加者は、規則で定める方法により、買受代金の支払を行わなければならない。ただし、買受代金の支払方法について特約がある場合は、この限りでない。

第64条を第59条とし、第65条を削る。

第3章の2を削る。

第4章から第7章までを次のように改める。

第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法

第60条 市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。

- (1) 施設の取扱品目
- (2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(市場施設の指定等)

第61条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者の団体その他前項に規定する者以外のものに対しても市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

(転貸等の禁止)

第62条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。

2 使用者は、市場施設をその本来の用途以外の用途に使用してはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第63条 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

2 使用者が前項ただし書の規定により市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第64条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(許可の取消し等)

第65条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その指定又は許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) 業務の監督、災害の予防、衛生の確保その他市場秩序の保持又は公共の利益の保全のため特に必要があると認めるとき。
- (2) 市場施設の指定又は許可の当時と著しく事情が変更し、その使用が不必要又は不適當と認められるとき。
- (3) その他市場の管理上必要があると認めるとき。

(補修命令)

第66条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は毀損した者に対しその補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第67条 市場使用料は、月単位で納入するものとし、その額は、別表の金額に100分の110を乗じて得た額（土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料にあつては、同表の金額）の範囲内において規則で定める。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、使用者の

負担とする。

3 第62条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、市長は、使用者に本来の用途の施設使用料に相当する額を納付させることができる。

4 使用料については、使用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。

5 使用者は、指定又は許可を受けた施設を使用しない場合であっても使用料を納付しなければならない。

6 使用料の納入の方法は、規則で定める。

(使用料の減免)

第68条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場施設を使用できないことが3日以上にわたったとき。

(2) 第65条の規定により使用停止3日以上にわたったとき。

(3) 使用者が国又は公共団体であるとき、又は市長が特別の理由があると認めるとき。

第6章 監督

(報告及び検査)

第69条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるとき

は、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第70条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、卸売業者の財産の状況が、次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、卸売業者の財産の状況が規則で定める場合に該当することとなったとき。

3 前2項の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、「卸売の」とあるのは「仲卸しの」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、「市場における卸売の業務」とあるのは「市場の関連事業者の業務」と読み替

えるものとする。

(監督処分)

第71条 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、50,000円以下の過料を科し、第7条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段で許可又は承認を受ける等により業務に関し不正の行為があったとき。
- (2) 暴力を用いる等により市場の業務又は市場内において他人の業務を妨害したとき。
- (3) 使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による本市に対する納付金を納付しないとき。
- (4) 前各号のほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 市長は、仲卸業者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、50,000円以下の過料を科し、第23条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者が第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、50,000円以下の過料を科し、又は1年以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずることができる。

4 市長は、関連事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、当該行

為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第32条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 市長は、買出人又は出荷者が第1項第2号又は第4号に該当するときは、市場への入場を停止することができる。

6 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、1年以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。

(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

7 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、10,000円以下の過料を科し、第61条第1項の指定又は同条第2項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。

(2) 市場施設の使用につき指定又は許可をした目的若しくは条件に違反し、又はその指定若しくは許可をした目的の達成が著しく困難と認められるに至ったとき。

- (3) 故意又は重大な過失によって市場施設を滅失又は毀損したとき。
 - (4) 使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による本市に対する納付金を納付しないとき。
 - (5) 前各号のほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 8 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて、入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

第7章 市場開設運営協議会

(協議会の設置)

第72条 市長は、市場の開設並びに円滑な管理及び運営を図るため、川崎市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第73条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市場の開設に関すること。
- (2) 市場施設の整備に関すること。
- (3) 市場の業務の運営に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織及び委員の任期)

第74条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費について学識経験を有する

者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、協議会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

7 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(委任)

第75条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

(卸売の業務の代行)

第76条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がないか、又は他の卸売業者に行わせることが不相当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

第77条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入等に対する指示)

第78条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第79条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(災害時における生鮮食料品等の確保)

第80条 市長は、災害が発生した際、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。

(許可等の制限又は条件)

第81条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な

実施を図るため必要最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第82条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1から別表第4までを削る。

別表第5中「(第72条関係)」を「(第67条関係)」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた」を「第55条の規定により届け出た」に改め、「買入物品」の次に「及び受託物品」を加え、同表を別表とする。

(川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正)

第2条 川崎市地方卸売市場業務条例(平成18年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第8条」に、「第6条～第13条」を「第9条～第22条」に、「第14条～第22条」を「第23条～第31条」に、「第23条～第25条」を「第32条」に、「第26条～第32条」を「第33条～第39条」に、「第33条～第56条」を「第40条～第60条」に、「第57条」を「第61条」に、「第58条～第65条」を「第62条～第69条」に、「第66条～第68条」を「第70条～第72条」に、「第69条～第72条」を「第73条～第76条」に、「第73条～第78条」を「第77条～第82条」に改める。

第1条中「神奈川県地方卸売市場条例(昭和46年神奈川県条例第65号。以下「県条例」という。)第4条第1項」を「卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第13条第4項」に改め、「規定する事項」

の次に「、市場関係事業者に関する事項」を加える。

第8章中第78条を第82条とし、第73条から第77条までを4条ずつ繰り下げる。

第7章中第72条を第76条とする。

第71条第2項に次の1号を加え、同条を第75条とする。

(8) その他の利害関係者

第70条を第74条とし、第69条を第73条とする。

第68条第1項中「処し」の次に「、第10条第1項の許可を取り消し」を加え、同条第2項中「第15条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第3項中「第1項各号のいずれか」を「第1項第2号又は第3号」に、「第23条第1項の承認を取り消し、又は6月」を「又は1年」に改め、同条第4項中「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条第5項中「買出人」の次に「又は出荷者」を加え、「第1項各号のいずれか」を「第1項第2号又は第3号」に改め、同条第7項中「第58条第1項」を「第62条第1項」に改め、第6章中同条を第72条とする。

第67条を第71条とし、第66条を第70条とする。

第5章中第65条を第69条とする。

第64条第2項中「別表第5」を「別表」に改め、同条第4項中「第59条第2項ただし書」を「第63条第2項ただし書」に改め、同条を第68条とする。

第63条を第67条とし、第58条から第62条までを4条ずつ繰り下げる。

第57条第1項中「第3条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改め、第4章中同条を第61条とする。

第3章中第56条を第60条とする。

第55条を次のように改め、同条を第59条とする。

(買受代金の支払)

第55条 取引参加者は、規則で定める期日までに、売買取引の相手方から買い受けた物品の代金（買い受けた額に100分の110（軽減対象資産にあつては、100分の108）を乗じて得た額とする。）を支払わなければならない。ただし、買受代金の支払期日について特約がある場合は、この限りでない。

2 取引参加者は、規則で定める方法により、買受代金の支払を行わなければならない。ただし、買受代金の支払方法について特約がある場合は、この限りでない。

第54条を削り、第53条を第58条とする。

第52条中「その卸売をした日の翌日」を「規則で定める期日」に、「第56条第1項ただし書」を「第60条第1項ただし書」に改め、「第54条の規定により届け出た」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第57条とする。

2 卸売業者は、規則で定める方法により、売買仕切金の支払を行わなければならない。ただし、売買仕切金の支払方法について特約がある場合は、この限りでない。

第51条の見出しを「（指定管理者による卸売予定数量等の公表）」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「第52条第1項」に改め、「ときは」の次に「、売買取引の方法ごとに」を加え、「市場内の見やすい場所に掲示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第52条第2項」に改め、「、規則で定めるところにより」を削り、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加え、同条を第54条とし、同条の次に次

の2条を加える。

(仲卸業者による販売の委託の引受け)

第55条 第47条、第57条、第58条及び第60条の規定は、仲卸業者が、生鮮食料品等について販売の委託の引受けを行う場合について準用する。この場合において、第57条第1項中「卸売をしたとき」とあるのは「販売をしたとき」と、「当該卸売」とあるのは「当該販売」と、「せり売若しくは入札」とあるのは「入札」と、「第60条第1項ただし書」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第60条第1項ただし書」と、「卸売代金」とあるのは「販売代金」と、第60条第1項中「卸売をした」とあるのは「販売をした」と、同項及び同条第2項中「卸売代金」とあるのは「販売代金」と読み替えるものとする。

(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買入れ等に係る販売の届出)

第56条 仲卸業者は、生鮮食料品等について、卸売業者以外の者から買入れて、又は販売の委託を引き受けて販売を行ったときは、規則で定めるところにより、毎月、当該販売を行った品目の前月の販売数量及び金額を市長に届け出なければならない。

第50条第1項中「ついて」の次に「、売買取引の方法ごとに」を加え、同条を第52条とし、同条の次に次の1条を加える。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第53条 卸売業者は、毎開場日、当日卸売をする物品について、売買取引の方法ごとに規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及び主要な産地をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、当日卸売をした物品について、売買取引の方法ごとに、主要な品目の卸売の数量及び主要な

産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 卸売業者は、毎月25日までに、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）の種類ごとの交付額（第43条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第49条を第51条とし、第48条を第50条とし、第47条を削り、第46条を第49条とし、第45条を第48条とする。

第44条第1項中「電子商取引に係る」を「市場外で引渡しをする」に、「等階級」を「等級」に、「その結果」を「その旨」に改め、同条第2項中「電子商取引に係る」を「市場外で引渡しをする」に、「等階級」を「等級」に、「その結果」を「その旨」に改め、同項に次のただし書を加え、同条を第47条とする。

ただし、受託物品の受領について委託者又はその代理人の立会いの下にその了承を得られたときは、この限りでない。

第43条を第46条とする。

第42条第1項中「速やかに」を「遅滞なく」に改め、同条第2項第11号中「第38条第1項ただし書又は第46条第3項」を「第49条第3項」に改め、同条を第45条とする。

第34条から第41条までを削る。

第33条を次のように改め、同条を第40条とする。

（売買取引の原則）

第33条 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）は、公正かつ効率的に売買取引を行わなけれ

ばならない。

第40条の次に次の4条を加える。

(差別的取扱いの禁止)

第41条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第42条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行うことをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第43条 卸売業者は、省令第20条各号に掲げる取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(受託拒否の禁止)

第44条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

第32条中「第19条から第22条」を「第28条から第31条」に改め、第2章第4節中同条を第39条とする。

第31条を第38条とする。

第30条第1項中「第27条第1項第1号」を「第34条第1項第1号」に、「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条第2項中「第27条第2項第1号」を「第34条第2項第1号」に、「的確に遂

行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条第3項第1号中「第26条第1項」を「第33条第1項」に、「第28条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項第2号中「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条を第37条とする。

第29条第1項中「第64条第2項」を「第68条第2項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第12条第2項」に、「第9条第1項」を「第13条第1項」に、「第10条第1項」を「第14条第1項」に、「第11条」を「第15条」に改め、同条を第36条とする。

第28条を第35条とする。

第27条第1項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「第30条第1項」を「第37条第1項」に、「第68条第4項」を「第72条第4項」に改め、同項第4号中「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条第2項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「第30条第2項」を「第37条第2項」に、「第68条第4項」を「第72条第4項」に改め、同項第3号中「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条を第34条とする。

第26条第1項第1号中「第3条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条を第33条とする。

第24条及び第25条を削る。

第23条を次のように改め、第2章第3節中同条を第32条とする。

(売買参加者の届出)

第23条 卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、

規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 売買参加者（前項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による届出の記載事項を変更し、又は卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第2章第2節中第22条を第31条とする。

第21条第1項第2号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同項第4号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第30条とする。

第20条第3項中「第15条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第5項中「第15条第4項」を「第24条第4項」に、「第20条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第29条とする。

第19条第4項中「第15条第4項」を「第24条第4項」に、「第19条第1項」を「第28条第1項」に改め、「認可の申請」との次に「、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と」を加え、同条を第28条とする。

第18条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「第15条第4項第1号」を「第24条第4項第1号」に、「的確」を「適確」に改め、同条第2項第1号中「第15条第1項」を「第24条第1項」に、「第16条第1項」を「第25条第1項」に改め、同項第2号中「第15条第1項」を「第24条第1項」に、「1月」を「3月」に改め、同条を第27条とする。

第17条第1項中「第3条第1項各号」を「第6条第1項各号」に、「第64条第2項」を「第68条第2項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第12条第2項」に、「第9条第1項」を「第13条第1項」に、「第10条第1項」を「第14条第1項」に、「第11条」を「第15条」に改

め、同条を第26条とする。

第16条第1項中「前条第1項」を「仲卸しの業務」に改め、同条第2項中「その」を「仲卸しの」に改め、同条を第25条とする。

第15条の見出しを「(仲卸しの業務の許可等)」に改め、同条第1項中「仲卸し」を「市場において仲卸し」に改め、同条第2項中「第3条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条第4項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「第18条第1項」を「第27条第1項」に、「第68条第2項」を「第72条第2項」に改め、同項第4号中「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第24条とする。

5 第1項の許可を受けた者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。

第14条中「受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分し、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者」を「受けた法第2条第5項に規定する仲卸業者」に改め、同条を第23条とする。

第2章第1節中第13条を第22条とする。

第12条の2の見出し中「せり人名簿の写し」を「せり人の名簿」に改め、同条第1項を次のように改める。

卸売業者は、規則で定めるところにより、せり人の名簿を作成し、市長に提出しなければならない。当該名簿に記載した事項に変更が生じた場合

も同様とする。

第12条の2第2項中「せり人名簿の写し」を「せり人の名簿」に、「前条の」を「規則で定める」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(せり人章の着用)

第21条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、せり人章を着用しなければならない。

第12条を削る。

第11条中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の4条を加える。

(卸売の業務の許可の取消し)

第16条 市長は、卸売業者が第10条第4項第3号に該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第10条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、第12条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第10条第1項の許可の通知を受けた日から起算して3月以内に、その業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第17条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）

の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けにつ

いて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定める認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第10条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。
この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第17条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が利用の指定を受けていた施設の利用を認められたものであると解してはならない。

（名称変更等の届出）

第18条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 名称又は住所を変更したとき。
- (3) 商号を変更したとき。

(4) 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(事業報告書の提出等)

第19条 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第21条第1項の規定により事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として省令第21条第3項に定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第10条第1項及び第2項中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第9条第1項中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第8条第1項中「第3条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条を第12条とする。

第7条第1項中「県知事」を「市長」に改め、同条第2項中「その」を「卸売の」に改め、同条を第11条とする。

第6条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(卸売の業務の許可等)

第10条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第6条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が第16条第1項若しくは第2項又は第72条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第16条第1項若しくは第2項又は第72条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) その許可をすることによって卸売業者の数が前条各号に定める数を超えることとなるとき。

5 第1項の許可を受けた者は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。

第5条第2項中「県条例第5条の規定により神奈川県知事（以下「県知事」

という。)の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者」を「第10条第1項の規定により市長の許可を受けた法第2条第4項に規定する卸売業者」に改め、第1章中同条を第8条とする。

第4条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条の4を第5条とし、第2条の3を第4条とし、第2条の2を第3条とする。

別表第1から別表第4までを削る。

別表第5中「(第64条関係)」を「(第68条関係)」に改め、同表仲卸業者市場利用料金の項中「第47条第2項」を「第56条の規定」に改め、「買入物品」の次に「及び受託物品」を加え、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(川崎市中央卸売市場業務条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「旧卸売市場法」という。)第15条第1項の規定による許可を受けて川崎市中央卸売市場の卸売業者となっている者は、第1条の規定による改正後の川崎市中央卸売市場業務条例(以下「新中央卸売市場業務条例」という。)第7条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

3 市長は、新中央卸売市場業務条例第7条第1項の規定による許可の申請があった場合において、申請者又は申請者の業務を執行する役員がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき、又は

申請者の業務を執行する役員が施行日前に旧卸売市場法の規定により解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないものであるときは、新中央卸売市場業務条例第7条第4項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

4 市長は、新中央卸売市場業務条例第23条第1項又は第32条第1項の規定による許可（同項の規定による許可にあつては、同項第1号に係るものに限る。）の申請があつた場合において、申請者（申請者が法人である場合にあつては、申請者の業務を執行する役員を含む。）が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるときは、新中央卸売市場業務条例第23条第4項又は第33条第1項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

5 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の川崎市中央卸売市場業務条例第27条第1項の規定による承認を受けて川崎市中央卸売市場の売買参加者となっている者は、新中央卸売市場業務条例第31条の規定による届出をしたものとみなす。

（川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に旧卸売市場法第58条第1項の規定による許可を受けて川崎市地方卸売市場の卸売業者となっている者は、第2条の規定による改正後の川崎市地方卸売市場業務条例（以下「新地方卸売市場業務条例」という。）第10条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

7 市長は、新地方卸売市場業務条例第10条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、申請者又は申請者の業務を執行する役員が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年

を経過しないものであるとき、又は申請者の業務を執行する役員が施行日前に旧卸売市場法の規定により解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないものであるときは、新地方卸売市場業務条例第10条第4項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

8 市長は、新地方卸売市場業務条例第24条第1項又は第33条第1項の規定による許可（同項の規定による許可にあつては、同項第1号に係るものに限る。）の申請があつた場合において、申請者（申請者が法人である場合にあつては、申請者の業務を執行する役員を含む。）が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるときは、新地方卸売市場業務条例第24条第4項又は第34条第1項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

9 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の川崎市地方卸売市場業務条例第23条第1項の規定による承認を受けて川崎市地方卸売市場の売買参加者となっている者は、新地方卸売市場業務条例第32条の規定による届出をしたものとみなす。

（川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部改正）

10 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成31年川崎市条例第6号）の一部を次のように改める。

第1条のうち第51条第4項の改正規定中「第51条第4項」を「第48条第4項」に改める。

（川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部改正）

11 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成31年川崎市条例第7号）の一部を次のように改める。

第2条のうち第46条第4項の改正規定中「第46条第4項」を「第49条第4項」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

卸売市場法の一部改正に伴い、卸売の業務の許可、売買取引の条件の公表等について定めること、市場外にある物品の卸売等を可能とすること等のため、この条例を制定するものである。